

令和6年度旭区区政会議第2回子育て・やさしさ部会 会議録

1 開催日時

令和7年3月4日(火) 午後7時から午後7時45分

2 開催場所

旭区役所 第2・3会議室

3 出席者

(1) 委員

藤田部会長、鎌田副部会長、石飛委員、宇田委員、内田委員、大谷委員、
隱岐委員、近藤委員、齋藤委員、谷井委員、山崎委員、山下委員

(2) 旭区役所

東中区長、松原副区長、宮崎企画課長、大前総務課長、室田福祉課長、
戸田保健子育て課長、荻野生活支援課長 他

4 次第

(1) 開会

(2) 区長あいさつ

(3) 議題

令和7年度旭区運営方針（案）の具体的取組について

(4) その他

(5) 閉会

5 議事内容

○山本企画課担当係長

ただいまより、令和6年度旭区区政会議第2回子育て・やさしさ部会を開会いたします。本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます旭区役所企画課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以降着座にて失礼いたします。本日の会議は、動画配信サイト

YouTube の当区役所のチャンネルにおいて、会議の様子をライブ配信しておりますことをお伝え申し上げます。それでは、会議開催にあたりまして、区長よりご挨拶申し上げます。

○東中区長

部会長をはじめ委員の皆様方、お越しいただきまして本当にありがとうございます。とりわけ皆様方には、この区内各地域いろいろなご活動におきましてもご一緒させていただく機会もございます。重ねて感謝を申し上げたく存じます。また、本日のこの部会に先だっての意見交換会も誠にありがとうございました。

令和 7 年度予算につきましては現在大阪市会に上程され審議が進みつつあるところでございます。具体的の執行にあたりましては、様々なご意見を踏まえながら、より工夫の余地があるものと私どもも考えております。令和 7 年度の方向性を共有いただきつつも、一層のご意見を率直に賜りますと、大変嬉しく存じます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○山本企画課担当係長

次に、区政会議は条例の規定により、開催要件として委員の定数の 2 分の 1 以上の出席が必要となっております。今現在で、定数 15 名のところ 11 名のご出席をいただいておりますので、本会は有効に成立しておりますことをここにご報告させていただきます。また、先にも申しましたとおり、当会議はインターネット上の動画配信を含め公開しており、会議を撮影させていただいている他、後日公表する会議録作成のための録音について各ハンドマイクを通して行っております。つきましては、ご意見やご質問等のご発言の際は、マイクのご使用にご協力をお願いいたします。本日は事前にお送りいたしました令和 7 年度旭区運営方針案戦略別シートを中心にご覧ください。資料はお持ちでしょうか。なお本日ご出席いただいている委員の皆様、並びに区役所側の出席者につきましては、配席図および委員名簿をお配りしておりますので、個々のご紹介は省略させていただきます。それではこれより議題に入らせていただきますが、以降の議事進行は藤田部会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田部会長

はい、藤田でございます。こんばんは。それでは早速次第に沿って進めさせていただきます。議題の令和7年度旭区運営方針案について、事務局より説明をお願いいたします。

○宮崎企画課長

皆様こんばんは。企画課長の宮崎でございます、いつもお世話になっております。失礼して座らせていただきます。まず私から会議の流れや資料についてご説明を申し上げます。まず、本日の部会でございますが令和7年度の具体的取組についてご説明をし、ご意見をいただきたいと思っております。区役所からの説明の後、ご意見をいただく時間をとらせていただいて約1時間を目途に進めてまいりたいと考えておりますのでご協力方よろしくお願ひ申し上げます。説明は、皆さんのお手元に配らしていただいておりますこちらの資料に沿って行います。なお2ページの右側上段にございます、「地域とともに子ども・子育て世帯を見守る取組」の部分につきましては、先日の意見交換会でのご意見を踏まえまして、変更した点を追加資料として1枚、お手元に配らせていただいておりますこちらの資料でこの部分のみご説明を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。それでははじめに資料記載の内容についてご説明いたしいたします。先日の意見交換会のときと重複する部分がございますがご了承いただきたいと思います。まず各ページの左側は、昨年に行いました全体会でご意見をいただきました全体的な方向性であります、めざすべき将来像、戦略、指標の現状を記載しております。ページの中ほどから右側に記載をしておりますのは具体的取組ということで項目と内容を記載しております。真ん中の部分が今年度、令和6年度、右側の部分が来年度、令和7年度となってございます。変更点などについて赤字で表示をしております。本日の部会では、真ん中の部分から右側の部分の具体的取組の変更点などを中心にご説明をし、ご意見を賜りたいと思っております。なお、本日は子育て・やさしさ部会でございますので、こちらの資料の2ページから5ページの内容につきまして取り扱いをさせていただきます。この後、各取組の事業担当の課長より内容の説明を行います。なお各課長とも着座にて説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。それでは説明に移ります。

○戸田保健子育て課長

保健子育て課の戸田と申します。よろしくお願ひいたします。私からは戦略1-1 子育て支援の充実についてご説明を申し上げます。まず1-1-1につきまして2ページ中

央欄をご覧ください。昨年度からの変更点といたしましては、資料真ん中欄の一番上の要保護児童対策地域協議会、通称要対協につきまして、令和7年度からは項目立てをいたしておりません。こちらにつきましては意見交換会におきましてご意見をいただいておりますので、当初案から若干変更を行っております。後にあわせてご説明をさせていただきます。まず要対協ですが、要対協は虐待が疑われる家庭に対しまして、秘密裏に個人情報等の収集を行いその対策を行うという極めて秘匿性の高い業務でございます。民生委員、児童委員の方々をはじめ、関係機関の方々には常日頃からご協力を賜っているところではございますが、個人情報をはじめ、その取り扱いにつきましては細心の注意を必要といたしますので、表に掲げて取り組むことはなじまないということをご理解いただきたいと思っております。また意見交換の折にもご説明いたしましたが、要対協につきましては、児童福祉法第25条に定められた法定業務であり、保健子育て課といたしましてはまさに1丁目1番地の業務でございまして、右端の欄に掲げている全ての項目、相談支援体制、見守り、居場所、権利擁護のこの4本の全ては虐待防止のための取組と言えます。ちなみに虐待事案につきましては、要対協の対象世帯のみに起こるものではございません。これまで当区で起こった重大な児童虐待事案におきましても、要対協の案件ではございませんでした。つまり児童虐待の危険要因といたしましては、子育てに関する不安や孤独など各世代に置かれた環境によってリスクが生じますので、問題が深刻化しない早期に対策をとる必要がございます。とは申しましても、意見交換会でいただいた意見につきましてはごもっともでございますので、右の欄に戻りまして2番目の矢印、旭区独自の取組である子育て世帯を見守る取組、こちらの住民主体のあさひキッズネットと行政の義務および責務で構成する要対協との連帶によりまして、子どもの大切な命を守ることに努める旨を明記いたしております。

次に1-1-2および1-1-3につきましては、母子保健と子ども・子育てに関する福祉を一本化し区民向けの具体的な子育て支援の取組についてまとめております。令和6年度の取組内容を継続して実施いたしますが、これまでの実施状況を振り返り、PDCAを回しながら区民のニーズに合った形で実施いたしたいと考えております。ちなみに真ん中の欄、一番下の矢印の区内中学校での体験教室につきましては、学校からのオファーもないため事業としては一旦終了させていただきますが、今後におきま

しても出前講座として継続して参る予定としております。私からは以上でござります。

○宮崎企画課長

続きまして、資料をめくっていただきて裏面の3ページをご覧ください。戦略1-2子どもへの教育支援等になります。こちらの具体的取組としましては、今年度同様に小学生の学力・体力向上の支援、中学生の学力・体力向上の支援、中高生の社会的自立に向けた支援という大きく3つの項目で構成をしております。1つ目と2つ目の小中学生を対象とした事業につきましては、学校教育の補完的な支援として、学習習慣の定着、体力、運動能力の向上の動機付け、また新たな分野へのきっかけづくりなどを目的に、学校支援という立場から基本的に今年度の内容を踏襲して事業展開を図っております。今年度、6年度からの変更点といたしましては、中学生のプログラミング体験学習につきまして、小学生での取組は各授業に直接関わってという内容に対しまして、中学校では教科の授業とは少し別の角度からプログラミングが社会の中でどのように使われているかなど、情報と社会の関わりを主眼としてあるいは将来の進路選択のヒントを提供するようなことなどにも意識しつつ、取り組みたいと考えております。そういう考え方から赤字部分にありますように「情報活用能力の育成等を主眼に」ということや「学習意欲向上の進路選択にも有益となること」というような表現を加筆、変更しているところでございます。

○荻野生活支援課長

生活支援課荻野でございます。1-2-3 中学生・高校生の社会的自立に向けた支援としましてあさひ育み学び舎事業につきましてご説明いたします。この事業は生活困窮のご家庭またはその恐れのある中高生に対して、安心できる環境、居場所において知識や教養を身につけ、自らの将来を思い描くことができるよう支援し、社会的自立を促すものでございまして、学習支援と自立支援の両輪で実施しております。令和7年度は、本年度の取組を継続しつつ、特に赤字の部分に記しておりますことで、潜的にこの事業を必要とする生徒さんを参加に繋げるために、子どもに関わる機関とより情報連携できる場としての支援会議を通して、地域の方々、活動されている団体などと連携先を増やしていきたいと考えております。また、職業観を育む環境づくりとして働くということが身近なことと捉えられるよう、区内で協力いただける事

業所を一つでも増やしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○戸田保健子育て課長

続きまして4ページ、経営課題2区民一人ひとりの生活に寄り添った福祉・健康施策の推進、戦略2-1人生百年時代の健康づくりについて説明をさせていただきます。こちらの取組につきましては、令和6年度に引き続き健康寿命を延ばす取組と地域における健康活動への支援に取り組んでまいります。真ん中の欄、一番上の健康・食育フェスタおよび一番下のオーラルフレイル予防の啓発につきましては、項目立てをしていましたが右端の一番上の矢印、啓発活動の開催にまとめさせていただいております。2つ目の矢印につきましては、がん検診の受診率に加え、国民健康保険の被保険者を対象とした特定健診の受診率の向上を目指し、医師会をはじめとする関係機関と協力し、周知、啓発を進めてまいります。なお、がん検診の受診率につきましては全体的に向上を図る必要がありますが、当区においては特に乳がん検診の受診率が低いため、区内における様々なイベント等において啓発活動を行ってまいります。私から以上です。

○室田福祉課長

続きまして、資料5ページをご覧ください。福祉課の室田から、戦略2-2誰もが暮らしやすいまちづくりをご説明いたします。こちらの戦略につきましては、2-2-1、誰もが活躍できる仕組みづくりの推進、2-2-2誰もが安心して暮らせる仕組みづくりの推進、2-2-3あさひあったかバスの項目になっております。こちらの3つの項目は今年度に引き続き設定したいと考えております。令和7年度案で変更のあった箇所を中心にご説明をさせていただきます。まず左下、現状のグラフをご覧ください。グラフの説明を赤字で追記しております。前回の会議におきましてご指摘いただきましたので、追記というようにさせていただいております。右側、具体的取組の6年度から7年度のところをご覧ください。まず2-2-1でございます。こちらにつきましては、取組としましては障がい当事者の社会参加、自立促進、地域活動の周知、啓発を昨年度に引き続き取り組んでまいります。変更点といたしましては、令和7年度の上から2つ目の項目、冒頭に赤字で12月の表記を追記しております。こちらについては全体の表記を統一しております。基本的には今年度と同様の取組を進めてまいります。

次に、2-2-2 誰もが安心して暮らせる仕組みづくりの推進。こちらにつきましては令和7年度案の上から2つ目の項目、赤字のとおり、認知症月間の表記を追記しております。こちらは、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために毎年9月を認知症月間と定められたことから追記いたしました。少しでも多くの人に認知症に关心を持っていただけるようにSNSをはじめとした媒体の活用、区内の医療機関など関係機関との連携も図り、引き続き普及、啓発を進めてまいります。また、令和7年度案の3つ目の項目、区全体で緩やかな見守りの取組が進むように、活動者向けのリーフレットを活用して事業の強化を進めてまいります。4つ目の項目、自立支援協議会におきまして、障がいのある方や高齢者等の配慮が必要な方への災害時の支援について具体に検討するとともに、平時からの顔の見える関係づくりを推進するために、地域の災害訓練参加への支援など、今年度に引き続き行ってまいりますので、赤字での表記を追記しておるところでございます。

○宮崎企画課長

続きまして、3つ目の項目になります。あさひあつたかバスの運行支援についてでございます。高齢者等の国内交通アクセスの確保を目的に、皆様ご承知いただいておりますとおり、1日当たり10便の運航、その利用者につきましても、今年度は昨年度とほぼ同水準のご利用をいただいているところでございます。更なる利便性の向上の視点につきましても、これまでご意見をいただきておりますことも踏まえまして、引き続きそれらのニーズ等にも留意しつつ、交通アクセスの維持という事業目的を継続すべく、運営事業者宛の事業費補助を継続してまいりたいと考えております。以上です。

区役所からの説明は一旦以上になります。部会長、よろしくお願ひします。

○藤田部会長

ありがとうございました。ただいまの説明でご意見、ご質問があればお受けいたしますがまず事務局によりますと、事前にいただいているご意見があるとのことですので、そちらから区役所の回答をお願いいたします。

○宮崎企画課長

それではお手元に「区政会議員より事前にいただいたご意見ご質問」というこちらの資料をご覧ください。表記の順にそれぞれの担当よりお答え申し上げます。

まず全体に関わることとしまして「〇〇等との連携」というような「等」の具体的な内容がわかりづらいというご意見をいただいております。全体に関わることですので私からお答えいたします。例えばでございますが、ご質問の例示にいただいておりますように「連携」のことで申しますと区役所の各取組では本当にいろいろな方々、組織、団体と連携させていただきながら取組を進めております。そのため、連携先が相当数ある場合が多く、全ての連携先を列挙することが文章として逆にわかりづらいのではないかと考え、主なところとして代表的あるいは特徴的な部分をピックアップし、その他については「等」というような表現でまとめさせていただいております。見やすい、わかりやすい資料という観点におきましてはこれまで複数のご意見をいただいておりまして、その都度改善を図ってきているところでございます。実際数年前から比べますとわかりやすくなったと言っていただいている部分もございます。しかしながら、前回の全体会議におきまして、「文字が多い」であるとか「見やすくなるようなもの」とか「見たくなるようなもの」というようなご指摘、ご意見もいただいているところでございますので、引き続き丁寧な説明とわかりやすいことのバランスのとれた資料に向けまして研究、検討もして改善に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして部会の取り扱い事項として3つの枠囲みで質問をいただいております。1つ目の枠囲みの内容につきまして引き続き私からお答え申し上げます。考え方についての質問が1つ、具体的な事項の質問が4つということでございます。

まず、考え方に関する部分でございますが、学力、体力の全国平均を下回っているという現状を問題としつつも、区が実施する取組は学校の補完的な支援ということなのでこの区の取組が問題解決に繋がっているのかがわかりにくいとの旨のご意見でございます。これまでもお答えをさせていただいておりますが、学力、体力の向上に直接的なアプローチをしていただくのは当然学校が主であると考えており、区役所としては学校教育の補完ないし、充実化のために地域との繋がりや区役所が持っておりますネットワーク、あるいは連携関係などを活用した学校への支援的立場からのアプローチが役割であると考えております。このように直接的ではございませんのでわかりにくいというように映るのかもしれません、学力、体力の現状というところにつきましては、区役所としても全市的な観点を踏まえ着目をしつつ、その改善を最終的なイメージとして学校、区役所、さらには地域などがそれぞれの役割の中で子ども

を軸として関わること、あるいは取り組むことが重要であり、このことにより時間はかかるかもしれませんけれども、子どもたちが健やかに成長するための地域全体での育み、いわば環境整備が醸成されるものと考えておりますので現状改善に必ず繋がるものと思っております。

続いて具体的な事項の4点について、それぞれお答えをいたします。

まず1つ目ですけれども、学力アップ事業に関わります指導員についてご質問いたしました。小学校の学力アップアシスト事業、中学校の旭ベーシックサポート事業、ともに学校から推薦のあった地域のボランティアの方々に担っていただいております。児童、生徒の学習習慣の定着、つまずきの解消や基礎学力の向上を目的に、放課後の空き教室を利用して、宿題や復習サポートなどの学習支援を行っていただいております。令和7年2月現在、小学校では13名、中学校では9名の方にそれぞれご活躍いただいているところです。

続いて2つ目ですけれども、運動能力等向上サポート事業のインストラクターの役割や現状についてご質問いただきました。学校の求めに応じまして、各授業に2名から3名の外部の専門人材を派遣させていただいておりまして、専門人材を活用することによりまして児童、生徒の運動、スポーツへの関心、意欲を高め、運動能力の習得ひいては体力向上を図ることを目的に実施をしております。今年度実施いたしました運動メニューとしましては、小学校では走り方、ボール投げ、跳び箱、なわとび、水泳、ヒップホップダンス、サッカーがございます。中学校では中学校の必須種目になっておりますダンスとなってございます。

3つ目ですけれども、プログラミング学習の目的はということでご質問いただいております。小学校におきましては、児童のプログラミングへの理解を深めますとともに小学校は専科の先生がいらっしゃいませんので教員の指導力向上にも繋げることを目的に実施しております。中学校におきましてはプログラミングの技術的な側面に加えまして、社会における情報技術の意義などを通して、進路の展望を広げることも視野に入れて実施をしているところでございます。以上は大阪工業大学の協力のもとに実施をしております。

最後、4つ目になります。それぞれの指導者の報酬の状況はということとそれが学校に必要とされているのかというご質問です。先ほど申しました小学校の学力アップアシスト事業、中学校の旭ベーシックサポート事業ともに有償ボランティアとい

うことでございまして、報酬という考え方ではございません。ですので比較する性質のものではないんですけども、とはいえた額につきましては、一応最低賃金を参考に設定させていただいております。運動能力等向上サポート事業に係ります外部の専門人材の派遣につきましては大阪市の報奨金基準に則り対応しております。プログラミングにつきましては区と大阪工業大学の連携協定によりまして無償で実施していただいているものと、一部大阪市の報奨金の基準に則って有償で実施しているものがございます。学校にとって必要かということですけれどもそれぞれの事業とも学校から、児童、生徒の学習機会の充実に役立っているという評価をいただいているところでございます。少し長くなりましたが。私からは以上です。

○戸田保健子育て課長

がん検診についてのご質問でございます。がん検診の受診率の算出方法と社会保険加入者の受診率はどうなるのかというご質問をいただいております。がん検診はそれぞれの報告によって算出方法は異なりますが、こちらに掲載させていただいているものにつきましては、分母は旭区民となります。例えば子宮がん検診で申しますと、20歳以上の方が対象になりますので、旭区にお住まいの20歳から69歳の女性の住民の数が分母になります。分子につきましては毎年受診できるものにつきましては当該年度の受診者数になりますが、2年に1回しか受診できない検査もございますので、2年を足した数になります。ただ、がん検診は特定の年齢の方にクーポンを送らせていただいているので2年連続で受診される方もいます。つまり、分子は前年度受診者と当該年度受診者を足した数から、2年連続受診された方を引いた数となります。次に社会保険加入者の受診について受診率に反映されているかという件につきましては、大きく分けて、我々自治体が行っている住民検診、それから社会保険などの保険者が行う職域検診、あと医療機関などで行っている人間ドックなどの3種類がございます。自治体で行う住民検診の対象者につきましては、基本的には国民健康保険の被保険者としておりますけれどもがん検診を行っていない社会保険に加入されている方あるいは生活保護を受給されている方については我々が行っている住民検診の対象としております。受診率に反映されているのはこの方々となります。

続きまして子宮頸がん検診の受診率については大阪市平均を上回っており、乳がん検診は下回っているということで、その理由について問われていますが、申し訳ありません。私どもでこれを分析できておりません。ただ子宮がん検診の受診率につきま

しても、本市平均を上回っているところでございますが本市におきましては全国的にがん検診の受診者が非常に低い市になっています。子宮頸がんにつきましても決して受診率が高いということではございませんので取組を進める必要がございます。がんは死因の上位を占めておりまして発見が早ければ現在では適切な治療によって命が救われる可能性が高くなると言われております。全てのがん検診の受診率を上げることが必要ではございますが当区におきまして特に乳がん検診の受診率が低いということがございますので様々なイベント、あるいは事業で周知、啓発を行うことによって、がん検診の受診率を上げてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○室田福祉課長

戦略 2-2 誰もが暮らしやすいまちづくりのご質問でございます。まず 1 番目、現状の認知症、高齢者的人数は旭区内の数字か、人口比率で見た旭区の特徴になるのかということでございます。こちらについては旭区の人数となります。人口比率の方で比較しますと、旭区は令和 2 年の国勢調査の人口で認知症高齢者的人数の比率を出しますと約 2.3%、大阪市全体で出しますと約 1.7% ということで旭区は 24 区中 3 番目に比率が高くなっています。ということで全市的に旭区は認知症高齢者の比率が高いということで特徴になるかと思われます。

2 番目でございます。アウトカム指標に 70%、75% とあるが、現状はということでございますが、こちらのアウトカム指標につきましてはアンケート調査を年に 1 回行っておりまして昨年度の運営方針のときの数字を答えさせていただきます。高齢者福祉に関するアンケートでございますが、こちらが令和 5 年度の結果が 79.9%。主にいきいき 100 歳体操やみまもり庵の利用者に対して行ったアンケートでございます。障がい者福祉サービス利用者へのアンケートということで、こちらは 5 年度の結果実績が 71.1% ということでこちらは手帳の更新手続き時に同封しての実施ということで行っております。私から以上でございます。

○宮崎企画課長

事前にいただいたご意見に対しましての回答は以上になります。部会長、よろしくお願ひします。

○藤田部会長

それでは先ほどのご説明で他にご意見、ご質問があればお受けします。なお、当会議は先にお話があったように、動画での配信も行っており、またスムーズな議事進行

の観点からご発言される場合はお1人2、3分程度を目途としていただきますようお願いします。区役所側の発言も同様にお願いします。また、マイクを使用し、お名前を名乗られてからご発言いただきますようお願いいたします。追加のご意見ありましたらお願いします。特段ないようでしたら進行を事務局にお返します。

山本企画課担当係長

藤田部会長、進行ありがとうございました。鎌田副部会長をはじめ、委員の皆様も、誠にありがとうございました。なお、次第4のその他については、今回特にございません。本日の会議は以上となります、会議の終了にあたりまして、区長よりご挨拶申し上げます。

○東中区長

藤田部会長はじめ皆様ありがとうございました。この部会に先立ち、意見交換会でも様々にご意見を賜り、また平素から地域で私ども顔を合わせていただく機会もございまして、対話を積み重ねさせていただいているところでございます。本日の会議もその積み重ねの上に成り立っていると考えております。これからも引き続き様々な場面をとらえて、皆様と対話をさせていただけますことを大変嬉しく感じております。

また冒頭、保健子育て課長の戸田からご説明申し上げましたように、要対協という文言が直接的に表現されていないことにつきまして、地域の皆様、また医師会をはじめ様々な支援ご関係の皆様のお力あってのことなので明瞭にすべきではないかと大変重要なご指摘をいただき、あらためて明記させていただくということになったわけでございます。

いのちを第一に優先して守っていくことが、社会の側、様々な立場が結びつきうる共通の考え方であると考えるわけでございます。大切なのちをお守りしていくというところが、このあたたかい旭区の非常に大切な、皆様と共有している考え方であると強く感じているところでございます。

本日の部会におきましては、事前にご意見・ご質問をお預かりしていたこともあり、特に追加のご意見等はなかったというところでございますけれども、これからも日頃の皆様との対話を重ね、想いを一層しっかりと受け止めて、私も努めてまいりたいと思います。

藤田先生をはじめ委員皆様方におかれましても、今後とも、率直にご意見等を様々な場面で賜りますと大変幸いに存じます。本日もお忙しいところ本当にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○山本企画課担当係長

それではこれをもちまして、令和6年度旭区区政会議第2回子育て・やさしさ部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。